

○鳥取県警察マスコット取扱要領の制定について（例規通達）

（令和2年8月20日鳥取県民例規第4号）

各所属長

鳥取県警察におけるマスコットの取扱いについて、この度、別添「鳥取県警察マスコット取扱要領」を制定し、令和2年9月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

別添

鳥取県警察マスコット取扱要領

第1 目的

この要領は、「鳥取県警察の「シンボルマーク」及び「マスコット」の制定について（例規通達）」（平成2年7月16日付け鳥取県例規第2号外共発。以下「マスコット制定例規通達」という。）で定める鳥取県警察のマスコット（以下「マスコット」という。）が、その制定の趣旨に基づき適正かつ効果的に活用されるために、同マスコットの図柄の取扱いについて定めることを目的とする。

第2 取扱いの基本

職員は、鳥取県警察のイメージアップと職員の士気高揚等を図るためマスコットを使用するに当たっては、マスコット制定例規通達の別記2、別記3、別添「鳥取県警察シンボルマークマスコット基本デザインのマニュアル・清刷り」で定める図柄（以下「基本図柄」という。）のほか、基本図柄から愛称表記を除いた図柄を使用するものとし、警察本部長（以下「本部長」という。）が承認した場合に限り、変更した図柄を使用できるものとする。

第3 使用の範囲

マスコットを使用できる物品等は、次に掲げるものとする。

- (1) ポスター、パンフレット、リーフレット、ステッカー等の印刷物
- (2) 広報誌（紙）
- (3) 鳥取県警察公式ホームページ・同フェイスブック等のWebページ
- (4) パネル、垂れ幕、プラカード等の看板類
- (5) 着ぐるみ（専ら広報活動に使用するもので、人の着用のために供する衣装様のものをいう。）
- (6) 封筒等の事務用品
- (7) その他本部長が使用を承認したもの

第4 図柄の変更及びその活用

- 1 所属長は、使用の目的、用途等から、マスコットの図柄を変更して使用することが効果的と認める場合等において、第2に規定する本部長の承認を得てマスコットの図柄

を変更して使用しようとするときは、マスコット図柄変更申請書（様式第1号）により警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）を経由して本部長に申請するものとする。

- 2 本部長は、1により申請した所属長に対し、マスコット図柄変更承認等通知書（様式第2号）により、当該申請に係る図柄の変更使用の可否及び使用条件等を通知するものとする。

なお、申請した所属長が、申請所属のみでの使用を希望する場合を除き、本部長は申請所属以外での使用も認めることができる。

- 3 広報県民課長は、1のほか、各所属等の要望や意見を踏まえ、マスコットのイメージを損なわない範囲において図柄を変更することにより、図柄の多様化を図るものとする。
- 4 広報県民課長は、本部長が承認した2の図柄（申請所属以外での使用を認めたものに限る。）及び3の図柄を掲示板に掲出するなど、図柄の積極的な活用を図るものとする。

第5 マスコットの部外使用

- 1 所属長は、部外の個人若しくは団体からマスコット（基本図柄、基本図柄から愛称表記を除いた図柄、本部長が承認した図柄に限る。）の使用に関する申出を受けたときは、マスコット使用承認申請書（様式第3号）を記載させ、所属長意見を付した上で本部長に申請させるものとする。

なお、鳥取県警察と個人又は団体が共同して使用する場合は、当該個人又は団体と鳥取県警察における関係所属長が協議の上、いずれかが申請するものとする。

- 2 本部長は、1により申請されたマスコットの使用が次のいずれかに該当するときは、その使用を承認しないものとする。

なお、部外の個人又は団体からの申出時において、これが明らかな場合、所属長の判断で、当該申出を受けないことができる。

- (1) 警察の威信を傷つけ、警察に対する正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の団体若しくは個人の宣伝のための使用又は不当な利益を得るための使用と認められるとき。
- (3) 物品販売等により利益を得るための使用と認められるとき。ただし、マスコットを紹介する出版物への掲載等、マスコットの普及に効果的と認められる使用については、この限りでない。
- (4) その他警察の業務に支障を及ぼす使用又はマスコット制定例規通達で定める制定の趣旨に反する使用と認められるとき。

- 3 本部長は、申請した部外の個人又は団体に対し、マスコット使用承認等通知書（様式第4号）により、当該申請に係るマスコット使用の可否及び使用条件等を通知するものとする。
- 4 本部長は、使用を承認したマスコットについて承認内容に反する使用又は2に該当する使用を認めた場合は、承認の取消し、使用の中止又は改善の申入れ等必要な措置を行うことができる。

第6 留意事項

マスコットの使用にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 法令その他の規定により書式が定められた文書又は仕様が定められた物品等には使用しないこと。ただし、定められた書式又は仕様に変更を及ぼさない方法により使用することを妨げない。
- (2) 警告書、呼出状等、職権を行使するための文書等には使用しないこと。

様式第1号(第4関係)

マスコット図柄変更申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4関係)

マスコット図柄変更承認等通知書

[別紙参照]

様式第3号(第5関係)

マスコット使用承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第5関係)

マスコット使用承認等通知書

[別紙参照]